

令和5年度東京港物流効率化事業補助金交付要綱

(制定) 令和5年3月22日付4港経振第480号

(通則)

第1条 令和5年度東京港物流効率化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）の国内輸送におけるモーダルシフトを行う民間事業者に対し、東京都が補助金を交付することにより、東京港の物流効率化等を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「フィーダー輸送」とは、東京港と国内他港との間における内航フィーダー船による輸送をいう。
- (2) 「はしけ横持輸送」とは、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間におけるコンテナバージによる輸送をいう。
- (3) 「港内横持輸送」とは、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間におけるドレイジ車両による輸送をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 海上コンテナの輸送において、フィーダー輸送をする事業（以下「フィーダー輸送事業」という。）
- (2) 海上コンテナの輸送において、はしけ横持輸送をする事業（以下「はしけ横持輸送事業」という。）
- (3) 海上コンテナの輸送において、鉄道輸送を利用するため港内横持輸送をする事業（以下「港内横持輸送事業」という。）

(補助対象者等)

第5条 補助対象者等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員

等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度東京港物流効率化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 補助金の額は、別表に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。

3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を令和5年度東京港物流効率化事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申請者に通知する。

4 知事は、交付決定に当たっては必要な条件を付する。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第9条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第3項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、令和5年度東京港物流効率化事業補助金対象事業（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認及び通知）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

2 知事は、前項の承認をしたときは、令和5年度東京港物流効率化事業補助金対象事業（変更・中止）承認通知書（別記第5号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金に係る四半期ごとの事業の実績について、事業実績報告書（別記第6号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後、速やかに令和5年度東京港物流効率化事業補助金最終輸送実績報告書（別記第7号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和 5 年度東京港物流効率化事業補助金確定額通知書（別記第 8 号様式）により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の支払及び請求)

第 13 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 9 号様式）を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

第 14 条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 知事は、補助事業者が前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

- 2 第 12 条の規定により交付すべき補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 16 条 補助事業者は、第 14 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、その返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命

ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第 17 条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 18 条 補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(帳簿の保存)

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第 20 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象者	十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で次に掲げる要件を満たす者 (1) フィーダー輸送事業においては、東京港を利用する船舶運航事業者 (2) はしけ横持輸送事業においては、はしけ横持輸送を依頼する者 (3) 港内横持輸送事業においては、港内横持輸送を依頼又は営む者
補助対象コンテナ	1 フィーダー輸送事業 補助対象期間内にフィーダー輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。 2 はしけ横持輸送事業 補助対象期間内にはしけ横持輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。 3 港内横持輸送事業 補助対象期間内に港内横持輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。
補助金の額	この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付する。なお、この要綱における予算とは、東京都が各補助対象事業において計画した補助金の額（以下「計画額」という。）の合計額をいう。 1 金額 補助金の額は、次のとおりとする。なお、1 F E Uに満たない端数は切り捨てる。 (1) フィーダー輸送事業 ①実入りコンテナ 1 F E U当たり 3,000 円を補助する。 ②空コンテナ 1 F E U当たり 2,000 円を補助する。 (2) はしけ横持輸送事業 ①実入りコンテナ 1 F E U当たり 2,000 円を補助する。 ②空コンテナ 1 F E U当たり 1,000 円を補助する。 (3) 港内横持輸送事業

	1 輸送当たり 2,000 円を補助する。 2 各補助対象事業間での予算の充当 各補助対象事業において、補助金申請総額がその計画額を超過した場合で、他の補助対象事業の計画額に残額があるときは、これを充当することができる。 なお、2つの補助対象事業において、補助金申請総額がその計画額を超過した場合で、超過額の合計額が残る1事業の計画額に残額を超えるときは、超過額に応じて比例配分する。 3 各補助対象事業の申請総額が、計画額又は充当後の額を超過した場合の算定方法 全ての補助対象事業において、申請総額が計画額を超過した場合又は2の充当後もなお不足が生じる場合の算定方法は次のとおりとする。 (1) フィーダー輸送事業 ① 対前年度実績増加分の輸送量に限り、1(1)を適用する。 なお、前年度実績は、各申請者の令和4年度東京港物流効率化事業最終輸送実績報告書のフィーダー輸送事業に記載する輸送量とする。 ② ①以外の輸送量は、計画額又は2による充当後の額から①で算出した額を減じた残額の範囲内で比例配分し、補助する。 ③ 各申請者の補助金の額は、①と②を合算した額とする。なお、前年度実績がない申請者については、全申請額を②により比例配分し、補助金の額とする。 (2) はしけ横持輸送事業及び港内横持輸送事業 各計画額又は2による充当後の額を各申請者の申請額に応じて比例配分し、補助金の額とする。 4 上記1から3については、各補助対象事業の実績総額が計画額を超過した場合も適用する。
--	---